

重要開発調整池に関する検査基準

平成 29 年 7 月

京都府建設交通部河川課

目 次

第 1 章 総則	1
1 適用	1
2 検査の種類	1
第 2 章 検査基準	2
1 完了検査	2
2 中間検査	3
3 検査のために必要な資料	3
附則	3

第1章 総則

1 適用

この基準は、災害からの安全な京都づくり条例（平成 28 年京都府条例第 41 号。以下「条例」という。）第 20 条第 2 項に規定する重要開発調整池の検査を実施するに当たり、必要となる事項を定めるものである。

<解説>

開発者は、重要開発調整池の設置が完了した場合には、重要開発調整池設置完了届を知事に提出するとともに、検査を受けなければならない。

本基準は、検査を実施するに当たり、必要となる検査の項目、内容、方法等を定めるものである。

2 検査の種類

検査の種類は、完了検査及び中間検査とする。

<解説>

完了検査とは、条例第 20 条第 2 項に規定する検査をいう。

中間検査とは、構造的な理由等により完了検査の際に必要な検査項目の確認ができなくなるおそれがある場合に、完了検査に先立ち実施する検査をいう。

第2章 検査基準

1 完了検査

知事は、開発者が設置した重要開発調整池が条例第 18 条第 1 項の規定により提出された開発行為届の内容と合致するかを目視及び計測等により確認するものとする。

<解説>

知事は、最低限、参考表 2.1 に示す項目、内容、方法により検査を実施し、参考表 2.2 に示す規格値を満たすかどうかを確認するものとする。

なお、記載のない項目については、「土木工事施工管理基準 京都府」に準拠しているかを必要に応じて検査するものとする。

開発行為届の内容を変更している場合は、変更後の内容と合致するかを検査するものとする。

開発者は、検査に必要となる人員、計測機器等を準備するものとする。

開発者は、工事完了後に不可視となる箇所については必ず写真撮影を行うものとし、完了検査の際に提示するものとする。

なお、写真撮影の際には、黒板等に工事内容、箇所、日付等を明示し、検測テープ等を添え、設備の形状や寸法の判読ができるよう留意するものとする。

参考表 2.1 主な検査項目、内容、方法

検査項目	検査内容	検査方法
調整池容量(洪水調整容量、堆砂容量)	・形状、寸法 (縦横長、高さ(面積、容量の確認))	・出来形図 ・目視による確認
オリフィス(放流孔)	・形状、寸法(幅、高さ) ・オリフィス設置高	・出来形図 ・目視による確認
非常用洪水吐	・形状、寸法(幅、高さ) ・非常用洪水吐設置高	・出来形図 ・目視による確認
付属施設等	・看板 ・水位標識 ・防護柵 ・その他付属施設	・目視による確認

参考表 2.2 検査項目毎の規格値

検査項目	検査内容	規格値
調整池容量(洪水調整容量、堆砂容量)	・縦延長、横延長	-200mm ~
	・高さ	- 50mm ~ + 50mm
オリフィス(放流孔)	・オリフィス幅、高さ	- 5mm ~ + 5mm
	・オリフィス設置高	- 30mm ~ + 30mm
非常用洪水吐	・非常用洪水吐幅、高さ	± 0mm ~ + 30mm
	・非常用洪水吐設置高	- 30mm ~ + 30mm

2 中間検査

開発者は、構造的な理由等により、完了検査の際に必要な検査項目の確認ができなくなるおそれがある場合には、知事に対し中間検査を求めることができるものとする。

<解説>

知事は、中間検査を実施するに当たり必要な限りにおいて、開発者に対し資料等の提出を求めることができるものとする。

中間検査の方法は、完了検査に準拠するものとする。

3 検査のために必要な資料

開発者は、条例第 20 条第 1 項及び災害からの安全な京都づくり条例施行規則（平成 28 年京都府規則第 39 号。以下「規則」という。）第 8 条第 1 項に規定する重要開発調整池設置完了届（以下「完了届」という。）並びに規則第 8 条第 2 項に規定する重要開発調整池所有者等であることを証する書類及び重要開発調整池の状況を示す写真その他の資料を完了検査の際に提出するものとする。

<解説>

検査に必要となる資料は下記のとおりであり、紙媒体 1 部と電子媒体 2 部とする。

- 完了届
- 重要開発調整池所有者等であることを証する書類
- 出来形図
- 写真（概要版）（ただし、電子媒体により全ての写真を提出）
- 重要開発調整池維持管理計画書
- 重要開発調整池計画諸元

附則

この基準は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。